

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520010	売春行為の条件	売春防止法1条～3条、5条～16条	売春防止法1条～3条、5条～16条		売春防止法の特例措置として、「売春行為適正化に関する法律」制定による、特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	2005年10月27日の内閣委員会での国務大臣の答弁は、「性風俗関連特殊営業の場が売春が行われる蓋然性が非常に高いので、届出制で全体的に見えるような形にする」というものであった。蓋然性は確実に行われていると理解され、届出制による店舗型性風俗特殊営業「ソープランド」について、長期にわたりその営業形態を維持し、特段の取り組みを行っていないことを考え合わせると、過去において店舗型管理売春を容認している。しかし届出制による無店舗型性風俗特殊営業「デリバリーヘルス」の容認は、「店舗型風俗店とは異なり、他の従業員の目が届かない為犯罪に巻き込まれる可能性が高い」と指摘されているとおり、近年犯罪事例が顕著になっている。そのため一定時間内であっても場所が特定されず管理者不在での営業行為は、治安に対する重大な懸念材料であるので、早急に解決されるべき問題である。またソープランドでの個室営業の長期的黙認は、特定条件下での合法化と同列に考えられ、同営業形態と同じ運用方法を行うことは、過去の事例に照らして矛盾しない。従って売春防止法の特例措置として、風営法管理下での特別区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。このような売春の営業を特定の地域に限って認めることが、構造改革特区区域の趣旨にかながみみて相応しいかどうかについては、女性の基本的な人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ、現時点において、要望事項を認めるのは不適当と言わざるを得ない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	売春防止法は戦後の流行的思想を基に制定された、多分に恣意が含まれた法律である。同1条の「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との条文は、以前から根拠の明白性が疑問視されており、また女性だけが処罰される欠陥法でもある。性労働者が単体では善悪に関係のない売春行為の発覚を恐れ、暴力行為に対して泣き寝入りをするケースが後を立たないのは、関係法律の補完性に問題があるからである。今回の回答についても、同法の条文を羅列しただけで憲法理念が優先されていない。不適当として現状を維持するだけでは問題は解決しない。そのため再検討を要望するものである。		1 0 0 8 0 3 0	個人	青森県	警察庁 法務省
0520020	受刑者の労働力を有効活用した人材再生特区	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律ほか	○受刑者を含む被収容者はその意に反して強制的に収容されていることから、国庫の負担により、適正な範囲で物品の貸与・支給を含む生活条件の保障を行うこととされている(刑事収容施設法40条)。 ○刑務作業の実施は、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるよう実施することとされている(刑事収容施設法94条)ものの、これによる収入は国庫に帰属するものとされている(刑事収容施設法97条)。 ○受刑者に対しては、釈放後の更生資金を付与する観点から、作業報酬金を支給することとされている(刑事収容施設法98条)ものの、作業報酬金は労働の対価としての資金ではない。		刑務所の設置・運営に関する刑法の弾力的運用	受刑者の再犯を軽減する矯正施設の運営(詳細別紙)	C	I	本件提案は、受刑者に有益な作業(農業など)を実施させ、その対価として資金を支給し、当該資金を刑事施設の運営費に供出させることで、国家財政の負担を軽減しようとするものと理解できるところ、その目的とするところについては極めて重要な内容を含んでいるものと考えている。 しかしながら、御提案を実現するためには、まず、受刑者が行う作業について資金を支給しなければならないこととなるが、刑罰の内容として行われる作業に資金を支給することが国民感情になじむか、また、いったん交付した資金を強制的に徴収することが受刑者の財産権を侵害することにならないか、農業など受刑者を施設外で就業させることについて地域住民の理解を得られるか、逃走等を防止する観点や、作業指導を行う観点からの新たな職員配置が必要と考えられるところ、かえって現状よりも高コストとならないか、など、広範な事項について慎重な検討が必要であり、現状においてにわかに結論を出すことは困難である。 なお、本省としても、受刑者の収容に要する費用が国民の貴重な税金でまかなわれていることについては十分認識しており、なるべく国家財政に与える影響を少なくする観点から、多くの刑事施設においては、受刑者に提供する食事、洗濯、清掃、簡単な建物の維持管理等に要する工事等については、受刑者の刑務作業として行わせることとしているほか、その余の作業も含め、作業の実施により得られた収益はすべて国庫に帰属することとしているところであり、結論において御提案の趣旨を達成すべく努力していることにつき、御理解願いたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	私が知り得た情報によりますと、現在懲役囚(約65,000人)による年間作業収入は約190億円(28万円/人)、その収入の配分は、日本矯正協会(100億円、52.6%)、国庫収入(58億円、30%)、作業報酬金(32億円、16.8%)、一方受刑囚の管理費用は、年間約300万円/人、彼等に能力がないのでしょうか。私は彼等の経験や技能を、活かすことが出来る環境があれば、年間300万円以上の労働付加価値はあると思います。作業報酬とするか作業報酬金とするかは、引用する言葉の違いであって、大きな問題ではありません。「国民感情」の観点から見ますと、現在の実態に一国民として大きな疑問があります。		1 0 2 6 0 3 0	個人	長崎県	法務省
0520030	商法の運用	-	-		企業間決済に関する商法の弾力的運用	企業間決済を現金のみとし、経済の活性化を実現する(詳細別紙)	C	I	企業間決済に関しては、生ずる実務上の問題については、下請取引の適正化に向けた取組みがされているが、手形や小切手の発行を一律に禁止することは、手形等が現代の経済社会において重要な決済手段等として重要な機能を果たしていることにかんがみ、着しく不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「手形等が重要かつ不可欠な決済手段等」との、ご回答には同意出来ません。それは、アメリカにおける「統社会」と同じ発想で、単なる慣習(悪習)に過ぎず、安易な決済手段は、連鎖倒産等の弊害があります。私は80年～95年まで、日本で中小企業を経営してまいりました。その間、代表としての最も重要な仕事は「資金繰り」で、これに生産性の無い無駄な時間を費やさねばならず、300万社の殆どの中小企業の経営者も同様でしょう。その為に、戦力としての労働生産性は著しく低下し、その経済的損失は10兆円以上と推定されます。現在中国において事業をしておりませんが、中国では、契約時50%前金が前提です。このシステムで10年間経済成長を遂げており、日本の手形決済が不可欠な物ではない証左です。「日本の常識は、世界の非常識」		1 0 2 6 0 5 0	個人	長崎県	法務省
0520040	日本料理の技能実習のための外国人研修生の受入れ	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	本邦の公私の機関に受け入れられて技術、技能又は知識を修得するため、在留資格「研修」を申請する場合であって受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれるとき、原則として、申請人が、①国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関、②受入れ機関の合併企業又は現地法人、③受入れ機関と引き継ぎ1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関、のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり、かつ、当該機関から派遣される者であることが必要である。		出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令「研修」基準第6号の緩和	先進国を始めとする諸外国では日本食がブームとなっているが、日本料理と冠して様々な料理が提供されているケースがあり、日本の食文化に対する誤った認識が広がりがちな状況にある。このため、本提案においては、外国人に対する本物の日本料理の研修・普及を通じて、日本文化を正しく伝えることにより、国際相互理解の増進及び国際観光の振興を図ろうとするものである。 具体的には、日本料理に関心を持つ外国の料理人が京都の老舗料亭などで技能を修得する場合、その入国・在留に当たっては個別のケースごとにその是非が判断されているが、これを日本料理の「研修」目的による受け入れとして統一に取り扱い、基準(研修期間、送出国機関・受入機関の指定等)に基づいた適切な入国管理を図りつつ、基準に合致する外国料理人の積極的な受入を促進し、日本で研修した料理人が本国において本物の日本料理を提供し、後進の指導が図られるよう、料理人育成の仕組みを構築する。	C	III	実務を伴う研修については、研修生が単なる労働者として扱われることなく実施されることが最も重要であり、個人として本邦で研修に従事することは認めず、研修生の派遣及び受け入れ双方の公私の機関が当該研修を必要と認め、研修生の受け入れについて積極的な体制が整っている場合に限ることとしている。 御指摘の出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令「研修」基準第6号は、受入れ機関において、適正な研修の実施を担保し、失踪、研修生に対する人権侵害、研修生と受入れ機関とのトラブル等の問題の発生を防ぐための措置として、受入れ機関と研修生の派遣機関(研修生の所属機関)との間の資本関係など、受入れ機関と研修生の派遣機関(研修生の所属機関)の間に実務研修を実施する合理的理由が存在することを求めているものであり、かつ、現時点においても、資本関係等がない場合でも研修生を受け入れることができるよう、法務省告示により、上記観点を踏まえた一定の緩和を行っており、さらに、これ以上の緩和をすることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1、要望の趣旨の一は、基準6号但書にかかる告示等において、当該要望に沿った要件を定め指定等を求めるものである。2、日本料理の研修に関して、非実務研修も認めないのが現状である。少なくとも非実務研修は認めるべきである。		1 0 3 0 3 0 0	京都府行政書士会	京都府	法務省
0520050	査証の取得及び上陸許可申請に係る基準の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	外国人が、本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する場合、原則として、大学(短期大学を除く。)を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後、従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験(大学院において研究した期間を含む。)を有し、又は従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験(大学において研究した期間を含む。)を有していることが必要である(企業内転勤の場合はこの限りではない。)		研究に係る在留資格に関する就業査証の取得及び当該在留資格による上陸許可申請について、従事しようとする研究分野における修士の学位又は3年以上の研究の経験を有するところ、我が国の研究機関に招聘され、当該研究機関において大学との共同研究に従事し、当該大学による修士の学位の授与が予定されている者については、これらの条件に該当しているものと見なすことを求める。なお、修士の学位が取得できなかった場合については、当該査証は直ちに失効することとする。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究を行うこととし、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるところと、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通じて、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつながることとしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与され、報酬も支払われるが、今後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験を有しないが極めて優秀な者を招聘することも想定されること、現行制度ではそうした研究者は報酬を得て同研究所で共同研究プロジェクトに参加することが出来ない。そこで本提案を行うものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地域経済の活性化、地域の大学の活性化につながることを期待される。	C	III	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受け入れることとしており、在留資格「研究」では、本邦の公私の機関との契約に基づき、報酬を受けて専門的、科学的な研究を行う外国人研究者を受け入れるものであるところ、現行の基準は当該専門的研究者の受け入れ基準として合理的であり、その緩和は困難である。 なお、国又は地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、修士の学位等がなくとも入国することが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。また、本提案に係る能力を有する者が入国する際に活用可能な在留資格についても併せて回答願いたい。	○専門性は学位や研究経験のみではなく、当該研究者の知見、能力等を含めて総合的に判断されるべきものであり、現行の受入基準は根拠が不明確である。 ○現行の基準は修士の学位を有していない優秀な研究者を一律に排除することになり、専門的分野における外国人労働者の積極受入という政府の方針と反する。 ○貴省ご回答後半の契約に基づいて研究を行う業務とは、具体的にとの様なものを指すのか。 ○国や地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人のみではなく、営利非営利を問わず、高度な研究を行う質の高い研究機関が招聘する優秀な研究者は修士の学位の有無に関わらず入国を可能とすべき。(詳細は補足資料)		1 0 3 4 0 3 0	(株)三井物産戦略研究所	東京都	法務省 外務省

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には罰金が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 0 4 6 0 1 0	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には罰金が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 0 4 9 0 1 0	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には罰金が科される。		行政書士が受託した許認可申請に限って、付随業務として商業・法人登記業務を認容してもらいたい。 具体的内容については行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができ、国民に利益を享受できるから。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省は国民の立場で政策を進めてもらいたい。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			1 0 5 0 0 1 0	個人	広島県	法務省	
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には罰金が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間、商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は、その資格の取得に係る試験において、会社法、商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており、商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 0 5 3 0 1 0	個人	広島県	法務省	
0520070	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条、第186条	刑法第185条、第186条		西九州地域におけるハステンスパーク内での観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。 今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハステンスパーク内、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。 提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興のためには、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまで大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできず検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	C	-	刑法第185条及び第186条は、社会の風俗を害する行為として規定されているところ、刑罰法規の基本法である刑法を改正して、カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。 カジノの特別立法については法務省が積極的に検討する主体ではないものの、いずれかの府省庁においてカジノを法制化する法律を立案することとなれば、その内容について、法務省が個別に、当該府省庁との協議に応じる用意はある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		1 0 4 4 7 0 1 0	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、嬉野市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 総務省 法務省 国土交通省	

05 法務省 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰金が科される。		この不況下においては、起業家の多様なニーズに迅速に応える制度が必要である。行政書士は、会社の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。もみじ月間において、法務省は、「行政書士が登記をすることで生じる国民の不利益」について、下記の2点を挙げています。 1. 誤った登記がされ、商号又は会社等に係る信用が損なわれる不利益 2. 登記申請の円滑な処理が阻害されることによる不利益 しかし、1については、そもそも誤った登記がなされる事自体が無いものといえます。なぜなら、そもそも登記申請書はA4の紙たった1枚で、かつ定型的な書類であり、間違った登記申請がされる可能性自体が極めて低いものだからです。また万一、申請書に軽微な誤記があった場合であっても、登記申請の際には、その誤記の原因になった定款や議事録を添付することになっていますので、実際に誤った登記がなされることはありません。 次に、2の理由については、私は、むしろ行政書士が登記申請を行う事こそが、登記事務の円滑な処理に資するものと考えています。なぜなら、登記の原因となっている定款や議事録を作成した行政書士本人が、法務局に赴いて登記申請するため、申請に関連して法務局から質問があった場合などについて、その場で適切かつ迅速に回答することができ、全体として法務局の適正な登記に資することになるからです。 また、実際に行政書士が登記申請代理を行うことになれば、むしろ登記申請を行う受け皿が増えることとなりますので、法務局の職員の手間が大きく省け、行政コストの削減につながります。	商業・法人登記手続を代理して行うには、会社法等の民事実体法や、商業登記法、商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 公認会計士の資格の取得に係る試験における出題内容は、会社法、商法といったいわゆる企業法分野の専門性の高いものとなっており、商業・法人登記手続を行わせる上で十分な専門的法律知識を有していることと評価することができるが、行政書士については、現在の資格試験の状況を考慮すると、許認可に携わっていること等をもって、これが満たされているとはいえない。 したがって、国民(会社)の権利義務の保全の観点から、商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していることと評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	C	I				1 0 6 6 0 1 0	個人	滋賀県	法務省	
0520090	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二)に掲げる活動を定める件第11項	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同し。かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居するものに限る。)は、在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。		兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応策を求めらるものである。	前回もみじ月間で回答したとおり、本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受け入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や、高齢、病氣治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。	C	I・III			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答したい。	1 0 7 0 1 0 5 0	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0520100	外国人の日本における経済活動の拡大	出入国管理及び難民認定法第20条、外国人登録法第8条	外国人の居住地の変更については、外国人登録法に基づく手続であるが、当該手続の事務は法定受託事務として市区町村が処理することとなっている。 在留資格の変更については、在留中の外国人がその在留目的の活動を変更して新たに活動を行おうとして在留資格の取得を希望する場合に法務大臣が許可するものであるが、在留資格制度の本旨に照らし、その新たに行おうとする活動が在留資格に該当することが許可の前提であり、原則として上陸許可基準に適合することが求められる。また、留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合には、従来最長180日間の滞在を認めてきたが、本年4月より、1回の在留期間の更新を認め、最長1年間の滞在を認める取り扱いとしているところである。		■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。 ■内容)外国人の住所変更・各種手続きを日本人同様に出発するよう、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人と認め、地方自治参政権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業し経済活動発展に貢献できるよう、認める。 また、現在規定されている留学生の就職活動についても昨今の採用環境等も鑑み上限の180日を超える期間の設定とする。 ■効果)アジアでの国境ボーダーレスの模範になる。外国人の生活環境を整え、各種手続きを簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。	外国人の居住地変更については、日本人同様、市区町村で手続きすることとなっている。地方、各種手続きの意味するところが明らかではないが、市区町村が提供する行政サービスに係る手続であれば、同様に、市区町村で手続きするものと承知している。 また、日本国で就学し学位を得た外国人の在留資格の変更について、原則として、その新たに行おうとする活動が、入管法別表に掲げる在留資格に該当し、法務省令で定める上陸許可基準に適合していれば、認めることとしている。 さらに、留学生在が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合の取扱いについては、本年4月より最長1年間の滞在を認める取扱としている。 (参考)http://www.moj.go.jp/NIYUKAN/nyukan84.html	D	-			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答したい。	1 0 7 3 0 2 0	株式会社パソナグループシャドーキャビネット	東京都	総務省 法務省	
0520110	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について	-	-		現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。 【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる	【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認 【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。 【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる	-	-	要望事項にかかる根拠法令として会社法第743条から第747条までが挙げられているが、会社法第743条は、会社法上の「会社」(会社法第2条第1号)が会社法上の他の種類の「会社」に組織変更する場合の規律であって、会社法上の「会社」には当たらないNPO法人が会社法上の「会社」に組織変更する場合の規律ではない。NPO法人を規律する法律は特定非営利活動促進法であるから、要望事項については同法において対応を検討することが必要な事項であり、会社法にNPO法人に関する規律を設けることはできない。なお、会社法上の「会社」以外の法人(例えば、保険業法上の相互会社)が会社法上の「会社」に組織変更する場合には、当該法人の設立根拠法(上記の例であれば、保険業法)において会社法上の「会社」への組織変更手続が定められており、会社法には一切規定が置かれていない。	1 0 7 3 0 5 0	株式会社パソナグループシャドーキャビネット	東京都	法務省 内閣府			
0520120	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から3年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。		再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受け入れ促進を図ってきた。 さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻りに再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 再入国許可全体について、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討中とのことであったが、申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。	D	I				1 0 8 7 0 2 0	兵庫県の市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520130	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。 また、外国人が母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	C	Ⅲ	前回も同じ月間で回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、その緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が大学を卒業していた場合には実務経験年数は求めていないし、資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、社会活動に参加することは可能となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学を卒業していない外国人研究者の配偶者であっても、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の能力を活用し、就労時間の制約なしに積極的な社会参加ができる道を開くために、英会話学校の講師採用基準(英検準一級、TOEIC850点以上、TOEFL530点以上)などを利用して、現状の学歴要件に替わる客観的な評価体制の整備をお願いしたい。	1 0 8 7 0 3 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省	